

(別添)

緊急雇用対策（抄）

平成 21 年 10 月 23 日

緊急雇用対策本部

Ⅱ．具体的な対策

1．緊急的な支援措置

(2) 雇用維持支援の強化

①雇用調整助成金の支給要件緩和等

・ 出向元への復帰後 6 か月を経ずに行われた再度の出向についても、雇用調整助成金の支給が可能となるよう、支給要件を緩和する。

・ 支給に要する処理期間（初回申請：2 か月以内、2 回目以降：1 か月以内）の設定と年内中の達成を図る。

・ 申請様式の改正を行う。

・ 今後の経済雇用情勢の推移を踏まえ、雇用調整助成金の生産量要件の緩和について、早急に検討する。